

水害廃棄物処理の協力体制の例

(平成 12 年東海豪雨における名古屋南 5 区の場合)

月日	項目	県	市町村 (協議会)	その他
9 月 11 日～12 日	東海豪雨発生日			
9 月 15 日	災害廃棄物処理協議会設立	・主導	・被災 2 市 7 町による名古屋港南 5 区災害廃棄物処理協議会設立	
9 月 16 日	一次保管場所の指定	・名古屋港南 5 区第 II 工区を一次保管場所に指定		
9 月 16 日～30 日	水害廃棄物の収集・運搬・搬入	・主導	・2 市 7 町による収集・運搬・搬入の実施 (合計 38,253t)	
10 月	保管	・主導	・二次公害、火災、悪臭等の防止への対応	
	分別・破砕委託工事の設計～入札		・設計はコンサルタントへ委託 ・設計審査、予定価格決定、指名競争入札業者指名実施 ・建設業法に基づく見積期間が必要	・請負会社にて設計実施
11 月 7 日	分別・破砕委託工事契約		・関係市町連名で契約	
12 月 5 日～	分別・破砕	・主導	・12/5 粗分別開始、12/8 破砕開始	・請負会社にて分別・破砕実施
12 月 11 日	搬出・運搬委託契約		・関係市町連名で契約 ・災害廃棄物処理事業費補助金の査定	
12 月 14 日～	搬出・運搬	・主導	・12/14 搬出開始	・請負会社にて搬出・運搬実施
	焼却・埋立処分		・県内市町村・一部事務組合援助 ・民間業者処理委託	・県内市町村・一部事務組合、及び請負の民間事業者にて処理
4 月 10 日	南 5 区での処理終了		・5/31 協議会解散	